

令和6年1月西郷村農業委員会総会議事録

日時：令和6年1月17日（水）

午後1時30分

会場：西郷村文化センター大研修室

（会長挨拶）

- 1 開 会
- 2 定足数の確認
- 3 議事録署名人の選出
- 4 提出議案

（新規）

- （1）議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）附則（令和4年5月27日法律第56号）第5条に基づき、旧同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（事案第1号から第19号までの19件）

- 5 報 告

- （1）報告第 1 号 土地収用法に基づく事業の実施及び権利の設定について

- 6 協議事項
- 7 その他
- 8 閉 会

出席委員

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| 12 圓 谷 光 良 委員 (会長) | 11 遠 藤 知 志 委員 (職務代理者) |
| 1 鈴 木 勝 晴 委員 | 2 岩 鍋 國 雄 委員 |
| 4 平 山 金 二 委員 | 5 小 林 彰 委員 |
| 6 菊 地 由美子 委員 | 7 島 田 弘 美 委員 |
| 8 小 山 田 祐 一 委員 | 9 眞 舩 正 広 委員 |
| 10 小 針 永 子 委員 | |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|---------------|---------------|
| 1 大 竹 正 樹 委員 | 2 近 藤 武 男 委員 |
| 4 加 藤 武 委員 | 5 安 治 章 一 委員 |
| 7 大 森 一 委員 | 8 徳 田 幸 夫 委員 |
| 9 藤 井 くに子 委員 | 10 相 川 仁 一 委員 |
| 11 今 井 修 一 委員 | 12 嶋 名 恵 子 委員 |
| 14 村 上 久 紀 委員 | 15 蛭 田 喜 一 委員 |

欠席委員

- 3 高 橋 正 人 委員

欠席推進委員

- | | |
|---------------|---------------|
| 3 緑 川 浩 美 委員 | 6 菊 地 愛 美 委員 |
| 13 須 藤 好 行 委員 | 16 眞 舩 良 二 委員 |

本総会に職務のため出席した者の職及び氏名

- | | | |
|-----|---------|---------|
| 事務局 | 鈴 木 弘 嗣 | 白 土 寛 典 |
| | 蓮 見 美和樹 | |

午後 1時30分開会

会長挨拶

……（録音漏れ）…… 日本海は狭いので、地震が起きると津波がやたらひどくやってくるんだそうですね。太平洋の場合は時間がかかるそうなんです。そういうことになっていますね。

そんなことですが、私たちも決して人ごとではないと。私たちも東日本大震災を経験しまして、本当四国方向では、異常化現象という雨によるそういう被害もあったわけです。また、今日は阪神・淡路大震災があった日でもあります。

やはりいつ何が起こるか分かりませんが、我々は常にやっぱり冷静に立ち向かっていかなくてはならないと思います。

それで、今年は取りあえず、皆さんと共に、健康第一、無事故で日々の活動に取り組んでいきたいと思いますので、本年もどうぞよろしくお願いいたします。

以上、簡単ですが、会長挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、早速、今日は議案が1件、報告1件でございますが、皆さんのご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

1 開会の宣告

○事務局（ ） 西郷村農業委員会会議規則第6条及び第16条の規定により、会長が議長となり、議事の進行をお願いいたします。

それでは、議事日程に入ります。

2 定足数の確認

○議長（会長） それでは、ただいま議長という大命を受けましたので、暫時の間、議長を務めさせていただきます。

ただいまから、令和6年第1回定例総会を開催いたします。

本日の出席委員は全員で11名おりますので、定足数に達しております。

本日、高橋正人委員がご所用のため欠席という報告がありましたので、ご報告いたします。

なお、推進委員につきましては、3番緑川浩美さん、6番菊地愛美さん、13番須藤好行さん、16番眞船良二さんが所用のため欠席という報告がございましたので、ご報告申し上げます。

す。

3 議事録署名人の選出

○議長（会長） それでは、ただいまより今日の委員会に戻りまして、議事録署名人を指名させていただきます。

議事録署名人ですが、4番平山金二委員、5番小林彰委員にお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

4 議 事

○議長（会長） それでは、議案の提出をいたします。

本日、議案第1号「農業経営基盤強化促進法附則第5条に基づき、旧同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局のご説明をお願いします。

○事務局（ ） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、議席番号と名前を言って挙手を願います。

特にございませんか。

〔「なし」〕

○議長（会長） よろしいですか。

それでは、採決いたします。

議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） ありがとうございます。

委員全員賛成でありますので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

ありがとうございました。

5 報 告

○議長（会長） 次に、報告事項に入ります。

報告第1号「土地収用法に基づく事業の実施及び権利の設定について」、事務局の説明をお願いします。

○事務局（ ） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） ただいまの報告事項について発言のある方は挙手を願います。

特にございませんか。

[発言する者なし]

○議長（会長） 特に発言がないようなので、この案件は以上で終わりいたします。

6 協議事項

○議長（会長） 次に、日程6、協議事項に入ります。

協議事項はありませんか。

[「ございません」]

7 その他

○議長（会長） 次に、日程第7、それでは、その他の事項に入ります。

事務局よりの説明を願います。

○事務局（ ） それでは、その他ということになりますけれども、私のほうからちょっと説明のほうをさせていただきます。

今回、まず、総会で議案、報告、1件、1件ずつということで、時期的に少ないのは仕方ないんですけれども、来月から、もう既に申請を受けているものがありまして、それなりの数が出てくると思いますので、ご安心いただければと思います。今回特別に少ないということになりましたので、よろしく願い申します。

時間がありますので、皆さんに総会資料と併せて、今回、盛土規制条例のその他資料ということでお配りさせていただいておりますけれども、今回、せっかくの機会ですので、こちら12月27日の臨時議会で決定されたものです。こちら農地にも適用となりますので、ぜひ皆様方にもどんな内容かご承知おきいただきたいと思いますと思ひまして、私のほうから説明させていただきます。

たいと思います。

ただ、細かくやっていると、もう本当に盛りだくさんでして時間がかかってしまいますので、今回は私のほうから要点だけを、ポイントとなる部分だけを、ちょっと の部分だけを説明をさせていただければと思いますので、資料のほうをご覧ください。

条例名が、「西郷村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」となっております。

第1条、目的がありまして、第2条、ご覧ください。

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるということで、(1)のほうは、土砂等の埋立て等に関してですけれども、こちらの内容としましては、土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積を行う行為を言います。

土地の埋立てですけれども、埋立てに関しましては、周辺地盤よりも低い窪地を埋め立てることになります。

次に、盛土ですが、周辺地盤よりも高くなるように土砂を盛り、かつ、将来にわたって、その形状は変更しないものという形になります。

次に、たい積でございますが、こちらは周辺地盤面よりも高くなるように一時的に土砂を堆積するものであります。将来その形状の変更が予定されているものとなっております。

(2)番、ご覧ください。

特定事業。この特定事業はちょっと分かりづらくて、盛土をする行為というふうにご理解いただければと思います。

土砂等の埋立て等に供する区域以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う行為であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ここで、この条例には記載されていないんですけれども、黄色くマークをしております。盛土の高さは1メートル以上が該当になります。

こちら条例になりますけれども、条例には大体施行規則というものが定めるようになります。こちらの条例に対して、まず、施行規則がまだ決定となっておりますので、皆様にはちょっとお見せすることはできないんですけれども、こちらの施行規則の中で、1メートル以上が該当になるということとなっております。

それで、アをご覧ください。

当該土砂等の埋立て等に供する区域の面積が500平方メートル以上であるもの。

イ、当該土砂等の埋立て等区域が2以上連続している場合において、これらの埋立て等区域

の面積の合計が500平方メートル以上。

ウ、新たに土砂等の埋立て等を行う日前3年以内に土砂等の埋立て等が行われた区域に隣接した土地で土砂等の埋立て等を行う場合において、これらの土地の面積の合計が500平方メートル以上であるもの。

こちらに関しては、もう既に盛土がしてあって、こちらはもうこちらの条例の適用にはならないんですけれども、さらに続けて盛土をして、その合計の面積が500平方メートルになるときには該当になりますよということになります。

(3) 番をご覧ください。

周辺住民等。特定事業、盛土を行う事業ですね、を実施する区域の境界に隣接する土地、建物の所有者及びその区域の境界から300メートル以内の区域に居住する者並びに特定事業を実施する区域に一部又は全部が所属する行政区となっております。所有者だけでなく行政区も含まれます。

それでは、2ページをご覧ください。

第3条になります。事業者の責務です。

事業者は、その事業活動を行うに当たっては、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、村が実施する土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止に関する施策に協力する責務を有するという形になっております。

第2項をご覧ください。

アンダーバーのところになります。当該土砂等の埋立て等の実施に関する苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に努めなければならないとなっております。

続きまして、第4条をご覧ください。土地所有者の責務でございます。

土地の所有者は、土壌の汚染及び災害の発生のおそれのある土砂等の埋立て等を行う者に対して当該土地を提供することのないように努めなければならないということになっております。何でもかんでも安易に貸してはでは駄目ですよということになります。

続きまして、5条でございます。村の責務になります。

アンダーバーのところになります、村は、土壌の汚染及び災害の発生を防止に関する施策を策定し、及び実施する責務を有します。

続きまして、3ページ、第8条になります。

こちらは、崩落等の防止措置等になりますけれども、アンダーバーのところになります。

土砂等の埋立てを行う者は、土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないように必要な措置を講じなければならないとなっておりまして、ほかの土地にくれぐれも影響がないようにということになっております。

第9条をご覧ください。特定事業の許可でございます。

特定事業を行おうとする者は、あらかじめ、村長の許可を受けなければならない。許可を受けないと、500平方メートル以上または1メートル以上の盛土はできないということになります。

続きまして、第10条をご覧ください。特定事業に係る土地所有者の同意でございます。

前条の許可の申請をしようとする者は、当該申請に係る特定事業区域内の土地の所有者に対し、その同意を得なければならないとなっております。逆を言いますと、同意がないと申請は受け付けられないということになります。

第11条をご覧ください。

説明会の開催等でございますが、第9条の許可の申請をしようとする者は、周辺住民等に対し、4ページご覧ください、上になります、説明会を開催しなければならないとなっております。ただし、説明会を開催することが困難であると村長が認めたときは、アンダーバーになります、内容を要約した書類の提供その他の必要な措置を講じることをもってこれに代えることができるというふうになっております。

続きまして、第12条をご覧ください。許可申請の手続でございます。

第9条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付して村長に提出しなければならないというふうにあります。また、(1)から(11)までかなり細かく様々な書類が申請には必要という形になっております。

続きまして、5ページご覧ください。

第13条になります。申請の制限でございます。

第9条の許可を受けようとする者は、特定事業の期間について3年を超えて申請することはできないというふうになっております。その事業を必ず3年以内に収めるようにしなければならないということになっております。

第14条、ご覧ください。

許可の基準等でございますが、村長は、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第9条の許可をしてはならないとありまして、(1)番に関しましては、

申請者が次のいずれかに該当しないこととなっております。

アをご覧ください。

この条例の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者。

イをご覧ください。

許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者ということで、こちらに関しては、とにかくきちんとやっていない者では許可を出せないということをやっております。

続きまして、6ページをご覧ください。

上のほうですね、(2)でございます。

第10条に規定する同意を得ていること。こちらは、先ほども言いましたけれども、土地所有者の同意でございます。同意がなければ申請は受け付けられないということになります。

(3)をご覧ください。

こちら第11条に規定する説明会を行っていること。説明会もきちんと行っていないと、申請が受けられないということです。

(4)番、特定事業が3年以内に完了するものであることとなっております、(9)をご覧ください。

土砂等の埋立て等に用いる土砂等の発生場所が福島県内であって、当該発生場所から直接に搬入されるものであること。ただし書きが書いてありますけれども、基本的には、県外からの受入れはできなくなります。

続きまして、7ページをご覧ください。

第17条をご覧ください。

土砂等の搬入の届出になりますけれども、第9条の許可を受けた者は、当該土砂等の採取場所ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものを添付して村長に届け出なければならないとありまして、基本的には、盛土するのであれば、土質検査等が必要になってくるということになります。

続いて、8ページご覧ください。

第19条でございます。水質検査等でございます。

許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業が施工されている間、当該許可に係る特定事業区域から当該特定事業区域以外の地域へ排出される水の水質検査を行わなければならないと。

土質検査だけでなく水質検査も行いなさいとうたっております。当該水質検査を行うことができないときは、土壌についての地質検査を行うことによって、当該水質検査に代えることができるということになっております。

第2項をご覧ください。

アンダーバーのところですか。当該許可に係る特定事業を完了し、又は廃止したときは、当該許可に係る特定事業区域から当該特定事業区域以外の地域へ排出される水の水質検査及び当該特定事業区域の土壌についての地質検査を行わなければならないとなっていて、これを見る限り、かなりの検査費用がかかってくるということが分かります。

続きまして、第20条をご覧ください。関係書類の縦覧でございます。

アンダーバーのところになりますけれども、当該特定事業が施工されている間、村長に提出した書類の写し及び第18条第1項の規定による土砂等管理台帳を周辺住民その他の利害関係を有する者の縦覧に供しなければならないとありまして、管理台帳を作成して、さらにそれを縦覧、自由に見られるようにしなければならないということであっております。

第21条をご覧ください。標識の掲示等でございます。ページは9ページ、ご覧ください。

一番上になりますけれども、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならないこととなります。

第2項でございます。特定事業区域と特定事業区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならないとありまして、これは境界に、ロープとかできちんと表示しなければならないということであっております。

第22条をご覧ください。土砂等の搬入車両への表示でございます。

アンダーバーのところになります。当該特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨その他の規則で定める事項を当該車両の見やすい箇所に表示しなければならないということで、ダンプとかにちゃんと表示しなければならないというふうにあっております。

第23条をご覧ください。特定事業の完了等でございます。

当該許可に係る特定事業を完了したときは、その旨を村長に届け出なければならない。

第2項をご覧ください。

村長は、当該届出に係る特定事業による土壌の汚染がないかどうか及び当該届出に係る特定事業区域が第9条の許可の内容に適合しているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。村できちんと検査をする、確認するということになります。

第3項をご覧ください。

土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならないというふうになっております。

それでは、11ページをご覧ください。

第28条でございます。措置命令でございます。

村長は、特定事業において、安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等及び当該特定事業が行われ、又は行われた場所の土壌に係る情報を住民に提供するとともに、当該特定事業を行い、又は行った者に対し、期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該特定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができるというふうになっております。制限があるということでございます。

続きまして、12ページをご覧ください。

第29条をご覧ください。こちら公表でございます。

村長は、前条の規定による命令、こちら措置命令でございます、を受けた者がその命令に従わないときは、その旨及びその命令の内容を公表することができるというふうになっております。

続きまして、13ページ、ご覧ください。

第34条になります。手数料でございます。

許可を受けようとする者は、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

（1）番ですが、許可の申請に関しましては、1件につき26,000円でございます。（2）変更の許可の申請は、1件につき16,500円。（3）譲受けの許可の申請は、1件につき16,500円ということで、かなり高額となっております。

続きまして、第36条をご覧ください。罰則でございます。

次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するということで、（1）は、当然ですが、規定による命令に違反した者、（2）は、規定に違反して特定事業を行った者となっております。

第37条は、50万円以下の罰金に処するとありまして、（1）は、届出をしないで土砂等の搬入をし、又は虚偽の届出をした者、（2）土砂等管理台帳を作成せず、同項に規定する事項

を記載せず、又は虚偽の記載をした者、（３）規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者、（４）検査を行わなかった者、（５）規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者、（６）検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者となっております。

第38条は、30万円以下の罰金でございますが、規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者、第30条の規定に違反した者というふうになっております。

では、最後になります。14ページご覧ください。

附則の部分をご覧ください。

施行期日。

1、この条例は、令和6年4月1日から施行するとなっております、12月に議決になった条例でございますけれども、罰則規定をこちら設けております。ですので、周知期間はどうしても必要です。ですので、3か月経過した4月1日からということとなっております。

2番、経過措置の部分をご覧ください。

この条例の施行の際し、現に着手している事業については、施行期日以後、4月1日以降になりますけれども、継続して行う事業について適用するというふうにあります。この条例は4月1日から施行となっておりますので、例えば2月、3月に施工を始めましたといった方もいらっしゃるしまして、それが4月1日以降に延びる場合には、こちらの条例が該当するという形になっております。

非常に分かりづらいところの表現とかが多くて申し訳ございません。簡単な説明になってしまいましたけれども、一応内容的にはこのような内容になっております。

今後、こちらで申請受けるに当たって、こちらが該当する場合には、こちら担当課が環境保全課になります。まず、こちらの条例をクリアした上でないと、うちも申請を受けないこととなりますので、ご承知おきいただければと思います。

この条例についての説明は以上で終わります。

○議長（会長） ありがとうございます。

ただいまの「西郷村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」について言われたわけですが、何か皆さんのほうでこれということがあれば、今出されてすぐというわけにはいかないと思いますが、私たちもやはり自分の土地をならして簡単に埋立てはできないんだと。これによって、幾つか書類が必要だということを踏まえておけばいいんじゃないかと思います。

特に今の説明については何かございますか。ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（会長） なければ、令和6年度の農作業労賃についても、皆さんのほうに行っていると思いますが、これについて発言のある方はお願いします。

○事務局（ ） では、ちょっと私のほうで説明させていただきます。

机上に農作業労賃の水準額ということで用意させていただきました。

こちらに関しましては、前回の総会で皆さんから貴重なご意見いただきまして、事務局のほうで作ったものになります。ただ、若干、金額の水準額の変更がございました。その変更した根拠を会長職務代理者の遠藤さんのほうからちょっと説明していただきたいと思うので、よろしくをお願いします。

○会長職務代理者（遠藤） コンバインデラーWCSとデントコーンの収穫なんですけれども、一応何かWCSのほうは作業労賃の値上げしたいという話が出て、聞いてはいるんですが、耕畜連携協議会で3月の中頃に総会があるので、そこで皆さんの了承を得て値上げするというふうに聞いているので、金額に対してはそのままにして、今回、その3月の協議会でもし値上げになれば、来年の10月後、そこに反映させるようにしていきたいと思います。

以上でいいですか。

○ 委員（ ） デントコーンも同じ。

○会長職務代理者（遠藤） デントコーンも協議会に併せて。

○議長（会長） 今の説明、質問ありますか。

これにご意見はございませんか。

[発言する者なし]

○議長（会長） 特にないそうですので、この案件は終わらせていただきます。

事務局。

○事務局（ ） それでは、その他事項のご説明をさせていただきます。

まず、皆様の机上に配付させていただきましたファイルに関しまして、こちらは令和6年の総会資料のファイルとなっております。本日第1回目から12月第12回目までの総会資料をつづるのにご使用いただければと思います。

続いて、活動記録簿について。

本日が昨年12月分の活動記録簿の締切りとなっておりますので、お持ちの方は事務局までお持ちいただければと思います。

また、本日総会分の活動記録簿を皆様の机上に配付しておりますので、右上にお名前を書いて、お帰りの際は、そのまま机の上に置いたままお帰りいただければと思います。

引き続き活動記録簿のほうの作成にご協力よろしくお願ひいたします。

続いて、先月12月開催させていただきましたタブレット研修の件で、既に皆様には、来場された方にはタブレットのほうを配付させていただいております。

こちら、先日、私のほうからメールにチャットのほうを送らせていただいたんですけども、地図アプリのほう、若干更新となりました。以前よりも使い勝手のほうが多少よくなっているというところがございますので、ぜひ皆様のほうでご活用いただければと思います。

また、タブレットの電源管理について、こちらの研修のほうでご説明をさせていただきましたが、電源がオフになった状態などが続かないように、皆様のほうで電源管理のほうを十分注意していただければと思います。

私からは以上となります。

○議長（会長） その他ございますか。ありませんか。

皆さんのほうで何かありますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

8 閉会の宣告

○議長（会長） それでは、以上で本日提出された議案については全て終わりでございますので、議長の座をここで下ろさせていただきます。ありがとうございました。

○事務局（ ） それでは、以上をもちまして、西郷村農業委員会第1回定例総会を閉じます。

ありがとうございました。

午後 2時00分閉会